

平成25年度事業報告書

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人なんみんフォーラム

1 事業の成果

特定非営利活動法人なんみんフォーラム(FRJ)は2013年1月に事務所を移転し、同時にシェルターもオープンした。2013年度は、新たな拠点を中心に活動が拡大した。収容代替措置パイロットプロジェクトを継続した他、難民認定制度や第三国定住難民受入れ事業に関する提言を行った。財務面では、いくつかの助成金を獲得して基盤が拡充した。これまで事務局は1名が担っていたが、新たに職員を雇用し、組織体制もより強固になった。

法務省入国管理局の発表によると、日本における2013年の難民申請者数は3,260人で前年よりも28%増加した。しかし、難民として認定された者の数は6人となり、前年度の3分の1に減少した。人道的配慮により在留を認められたものは151人、庇護数は合計157人となった。庇護数全体としては前年度よりも21%増加しているが、在留許可者に提供される公的サービスは難民認定者よりも少なく、民間からの支援も必要である。FRJは、会員団体が行う難民への支援事業をサポートし、また、会員の意見を集約して政府との対話、対外的な発信などを行う。さらに、その一環として独自の事業も実施している。難民申請者数が増加する一方で認定者数は減少傾向にあり、支援を必要とする人の数は増えている。FRJに寄せられる期待は、難民当事者だけでなく、社会の中でも高まっているといえる。

2013年度の主な活動は以下のとおりである。

(1) 「収容の代替措置」パイロットプロジェクト

前年度に続き、「収容の代替措置」パイロットプロジェクトを実施した。これは、2012年2月に法務省入国管理局および日本弁護士連合会と交わした覚書に基づくものである。FRJはパイロットプロジェクトにおいて、成田空港に到着した難民申請者のうち、パイロットケースとなった者に対して住居を提供し、法的助言と生活支援を行った。2013年度は2名の難民申請者について入管局より連絡があり、サービスを提供した。プロジェクトの実務については覚書を交わした三者で構成される作業部会で検討され、その進捗は三者協議会に報告される。2013年度中に開催された三者協議会は4回、作業部会は6回であった。

また、収容代替措置の一環として、支援を必要とする難民申請者に情報を提供するため、空港に掲示するポスターおよび東京・名古屋の入管局に配備するリーフレットを作成した。どちらも法務省の許可を得て、空港・入管局に設置した。

(2) ホームレス・困窮する難民申請者支援事業

庇護を求めて日本に到着したものの住居や生活費がないなど困窮状態またはホームレス状態にある難民申請者に対し、会員団体を通じて支援を行った。具体的内容は、当面の住居提供、生活費・交通費等の提供である。

(3) 難民保護法検討のための論点整理

2012年度に難民保護のための新たな法整備について検討するためにタスクフォースを設置したが、2013年度は「難民保護法検討のための論点整理」を取りまとめ、6月に発表した。その内容は、1.難民認定制度の改善、2.庇護希望者の法的地位の保障、3.庇護希望者の生活保障、4.難民の社会統合、5.公平な保護施策の5点を中心とするものである。発表に先駆けてメディアに向けた説明会を開催し、新聞記事等でも報道された。

(4) 第三国定住難民受入れ事業に関する提言

2009年よりパイロット事業として実施されている第三国定住難民の受入れについて、FRJではタスクフォースを立ち上げ、受入れ制度の更なる発展に向けて必要と思われる事柄を検討した。検討した事項を提言書にまとめ、2014年2月に発表した。提言の主な内容は、国・地方自治体・教育機関・難民コミュニティ・NGO/NPOを含む、多様な関係者間の連携、出国前から地域定着後まで一貫して対応する総合的な支援体制(ケースマネジメント)の確保、難民の受入れ自治体等に対する財政措置の重要性、などである。また、子どもや女性の支援、個別ニーズへの対応と自立支援対策、中長期的な事業目標と評価指標の設定、国際的視野に立った選定基準の検討なども必要であることを訴えた。

(5) 国際社会との連携

6月にスイス・ジュネーブで開催された国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）主催の国際会合NGO Consultationsに参加したほか、FRJが会員となっているアジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）の分科会会合（インドネシア、日本）に参加した。インドネシアでは8月に収容問題に関する分科会が開催され、日本では9月に法的支援、無国籍問題、および東アジア地域の分科会が開催された。また、11月には韓国において難民の社会統合に関する会合が開催され、政府関係者を含む円卓会議や受入れセンターの視察などが行われた。FRJ事務局からも参加し、これらの会合・視察を通じて海外NGOおよび政府を含む関係者との連携を深め、有用なネットワークを強化することができた。

(6) 組織体制・財政基盤の強化

事務局に職員を採用し、2名体制とした。組織基盤の強化および事業実施のための助成金を獲得し、財政基盤も拡充した。情報発信を強化するため、ウェブサイトのリニューアルに着手した。

(7) その他

難民申請者への支援に関して外務省と意見交換を行った。また、世界難民の日には記念コンサートを開催した。2014年3月に法務省から発表された「平成25年における難民認定者数等について」を受け、FRJではステートメントを発表し、国際基準に則った難民の受入れを訴えた。鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科検診」には、2013年度も全面的に協力した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	NGOへ対する情報提供等の支援事業（定期的に開催される理事会、運営委員会、その他の会議体、およびメーリングリストを通じて、難民の状況、政府や他団体との対話等に関する情報の共有を行った。運営委員会は全10回、理事会は全5回開催した。）	平成25年4月1日～平成26年3月31日	全国	FRJ 会員 14 団体	在日難民および難民申請者	582
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	① FRJ会員団体を通じて実施される直接支援（各団体は、難民および難民申請者からの生活相談、法律相談に対応し、教育支援、住居提供、収容所訪問などのサービス提供を行った。必要に応じて会員団体間で連携・協力し、サービスの適正化、迅速化を図った。）		全国			3,325

	<p>② 収容代替措置パイロットプロジェクト(法務省・日弁連との覚書に基づく収容代替措置パイロットプロジェクトでは、空港に到着した難民申請者の収容を回避するため、パイロットケースとして収容代替措置の提供を実施した。)</p> <p>③ 困窮者支援(ホームレスや困窮する難民申請者のための緊急支援事業を実施し、住居、物資の提供などの支援を行った。)</p>	平成25年4月1日～平成26年3月31日	全国	FRJ会員14団体	在日難民および難民申請者	3,325
<p>「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)</p>	<p>① 法務省および日本弁護士連合会との三者協議会・収容代替措置パイロットプロジェクトに関する作業部会、外務省との意見交換会(法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づく三者協議会、その下の実務者会合としてのパイロットプロジェクトのための作業部会を開催した。また、難民申請者の生活支援について、外務省と意見交換会を行った。)</p> <p>② 関係団体とのネットワーク強化(NGO Consultations、アジ太平洋難民の権利ネットワーク(APRRN)のワーキンググループ(収容、法的支援、無国籍、東アジア)に参加し、情報共有・意見交換を行った。また、韓国における難民の社会統合のための円卓会議および関係機関の視察に参加した。)</p>		国内・国外		難民および難民申請者	582

<p>「難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」(定款5条(5)に掲げる活動)</p>	<p>① イベントの開催(6月20日の世界難民の日を記念し、トークイベントとコンサートを開催した。トークイベントでは難民当事者が登壇し、自らのストーリーを語った。)</p> <p>② ウェブサイトでの情報発信強化の取り組み(FRJとして発表する提言書、ステートメントをウェブサイトに掲載した。また、ウェブサイトリニューアルに着手した)</p>	<p>平成25年4月1日～平成26年3月31日</p>	<p>国内・国外</p>	<p>FRJ会員14団体</p>	<p>難民および難民申請者</p>	<p>715</p>
---	---	-----------------------------	--------------	------------------	-------------------	------------

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)